建築工事特記仕様書

令和８年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：　千葉市立小中台小学校エレベータ設置工事

２　工事場所：　千葉市稲毛区小仲台６丁目３４番１号

３　敷地面積：　15901.58　㎡

４　構造規模：建築面積：　3536.12　㎡、延床面積：　7226.92　㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
校舎	ＲＣ造	３	2474.87	6092.86	（７）	・特定　■非特定
エレベータ棟（増築）	Ｓ造	３	16.65	49.95	（７）	・特定　■非特定
屋内運動場	Ｓ造	２	808.51	847.72	（７）	・特定　■非特定
プール附属屋	Ｓ造	１	86.30	86.30	（７）	・特定　■非特定
その他	Ｓ造	１	176.79	150.09	（７）	・特定　■非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：

・千葉市立小中台小学校エレベータ設置給排水設備工事

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）

「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）

による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。

（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。

（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。

（４）項目下部に記載の（　　．　．　）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（４）「営繕工事写真撮影要領」　（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1　工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標 電標 機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人１者につき、各１回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし

	て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに５点を減じる。
11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（１）本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
13　調査に対する協力	（１）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （２）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （１）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （２）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （３）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （１）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （２）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （３）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。
21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （１）当初請負契約金額１億円以上の工事 （２）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用）

22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
25　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。
28　建設キャリアアップシステム活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

29　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第３条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
30　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

2　一般共通事項（選択事項）

1　電気保安技術者 （建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2）	適用する。 ・ ・
2　施工条件 （建標1.3.5,電標1.3.3、機標1.3.3）	・居ながら施工 ・施工順序は学校協議による ・職員更衣室内の工事及び窓改修工事時期は、夏休み期間に行うこと。 ・解体作業等の著しく騒音・振動の発生する作業は、学校運営に支障のないよう考慮すること。 ・倉庫撤去時期については、学校と協議を行うこと。 ・工事時期が変更になる場合、学校・監督員と協議を行うこと。
3　発生材の処理等 （建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9）	（１）建設副産物等 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。 ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。 「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。 イ　請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。 ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。 エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。 オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。 カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。 キ　再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所　在　地
コンクリート	前田道路㈱	千葉市稲毛区六方町２０５
木	㈱ダスティ	千葉市花見川区犢橋町１６８―１

※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと

ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。

（ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

（イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

（２）建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

・発生土なし　・発生土あり

・搬出あり　名称及び所在地：㈱４C

受入れ時間帯　：

仮置き等　：

搬出調書等　：

地質分析　：　・する　・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし　・構内指示の場所にたい積　・構内指示の場所に敷き均し

イ　建設発生土の工事間利用

・利用あり　（　建設工事、　課発注）

ウ　建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。

4　材料・機材の品質等 (建標、電標、機標 1.4.2)	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS 及び JAS マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社) 公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・機器仕様は、（ ・製造者の標準仕様　　・国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5　技能士 (建標、機標 1.5.2)	適用する作業は下記による。 作業種別：　　職種：
6　見本施工の実施 (建標 1.5.5、電標 1.5.3、機標 1.5.4)	見本施工の部分・部品（　　）
7　化学物質の濃度測定 (建標 1.5.9、電標 1.5.7、機標 1.5.8)	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定方法　　・パッシブ法　　・アクティブ法 着工前の測定　　・行う 測定対象室　　・図示　　・室名（　　） 測定箇所数　　・図示　　・箇所数（　　） 報告の様式等については、監督職員との協議による。
8　完成図等 (建標 電標 機標 1.7.1) (表 1.7.1)	・完成図　二ツ折り製本　A4 版（縮刷版）　　２部 ・保全に関する資料　　２部 ・材料、機器完成図　　部 ・保全情報システム入力シート　　1 部 ・電子納品　　２組 千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和 5 年 4 月版）による。 詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で３部提出する。（２部は写し可） （保証書） ・ 防水　　工事目的物の引渡し日から １０ 年間
9　概成工期	適用する　（　　年　　月　　日）
10　設計 GL	・図示　　・設計 GL　＝　現状 GL
11　工事用水	構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
12　工事用電力	構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休２日促進工事	本工事は「千葉市建築工事における週休２日促進工事実施要領」に基づく、週休２日促進対象工事である。 ・完全週休２日（土日）Ⅰ型

	受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする ・完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休２日に取り組むものとする。
15　情報共有システム （建標、電標、機標1.1.5）	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場 （建標、電標、機標 1.1.14）	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市要綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL（https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa）による。
18　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事　共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
19　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （１）作業不能日数：　３　日間 （２）上記（１）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和２年～令和６年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
20　契約金の支払い方法について	本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。 なお、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対応する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とし、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とする。

3　仮設工事

1　監督員事務所

(建標 2.3.1)	監督職員事務所の規模その他 ・１０㎡程度　・２０㎡程度　・３５㎡程度　・６５㎡程度　・１００㎡程度 監督員事務所に設ける設備、備品の種類、数量 ・監督職員との協議による

2　仮囲い等

	・仮囲い ・成形鋼板（・H = 2.0m　・H = 3.0m ） ・クロスゲート（・H = 1.8m、W = 5.4m　・H =　m、W =　m) ・シートゲート（・H = 1.8m、W = 6.0m　・H =　m、W =　m) ・パネルゲート（・H =　m、W =　m) ・B 型バリケード（・H=1.8m、W=1.8m) ・仮設通路　設置箇所　・図示による　・ ・仮設便所　設置する ・交通誘導員　（・常駐　・必要に応じて）

3　足場等

(建標 2.2.4)	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。

4　土工事

1　埋戻し及び盛土

(建標 3.2.3) (表 3.2.1)	材料及び工法 ・A 種　施工箇所(　　) ・B 種　施工箇所(図示による) ・C 種　施工箇所(　　)、土質(　　)、受渡場所(　　) ・D 種　施工箇所(　　)

2　建設発生土の処理

(建標 3.2.5)	２　一般共通事項（選択事項）の「３　発生材の処理等」による

5　地業工事

1　試験及び報告書

(建標 4.2.1～4) (建標 4.3.4～5) (建標 4.5.5～6)	直接基礎 支持地盤の位置及び土質(基礎底部の位置含む) ・図示による　・ 試験掘り(根切り底の状態の確認等) ・行わない ・行う 位置等　・図示による 杭基礎 支持地盤の位置及び土質(杭先端の位置含む) ・図示による　・ 試験杭の位置 ・図示による　・ 杭の載荷試験 ・適用する　・適用しない 載荷試験の方法 ・鉛直載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS（　　)による ・ ・水平載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS 1831 による ・

	・ 載荷試験の試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ・図示による　　・ 報告書の記載事項 ・ 地盤の載荷試験 ・適用する　　・適用しない 載荷試験の方法 平板載荷試験　　・地盤工学会基準 JGS1521 による ・ 載荷試験の位置、載荷荷重 ・図示による　　・ 報告書の記載事項 ・

２　既製コンクリート杭

(建標4.3.1) (建標4.3.3～6) (建標4.3.8) (建標7.2.5)	材料 ・杭の種類 ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭) SC杭の鋼管材料 ・SKK400　　・SKK490　　・ ・杭の性能及び曲げ強度等による区分等 ・図示による　　・ ・杭の寸法、継手の箇所数等 ・図示による　　・ ・杭先端部形状 ・開放形　　・半開放形　　・閉そく形　　・ 工法 ・セメントミルク工法 掘削深さ ・図示による　　・ 杭の支持層への根入れ長さ ・図示による　　・ 杭の水平方向の位置ずれ精度 ・杭径の1/4 かつ 100mm 以下　　・ 根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標準仕様書4.3.4(6)(コ)による　　・ ・特定埋込杭工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ ・平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で α = 250 を採用できる工法 ・平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうちα、β、γ が以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 継手 杭の継手の工法 ・溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)(2)による ・

	・機械式継手 杭頭の処理 ・処理する　　・処理しない 処理方法(切断に伴う補強方法含む) ・図示による　　・

3　鋼杭地業

(建標4.3.5) (建標4.3.8) (建標4.4.3～6) (建標7.2.5)	材料 鋼杭の材料　　・図示による　　・ 工法 特定埋込杭工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・ ・平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で α=250 を採用できる工法 ・平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうちα、β、γが以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 継手 杭の継手の工法 ・溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)(2)による ・ ・機械式継手 杭頭の処理等 ・処理する　　・処理しない 処理方法(切断を伴う補強方法含む) ・図示による　　・

4　場所打ちコンクリート杭地業

(建標4.5.1) (建標4.5.4～4.5.6) (表4.5.1) (建標5.2.1) (建標5.3.4)	材料その他 鉄筋の種類 帯筋の加工及び組立 ・図示による　　・ 鉄筋の最小かぶり厚さ ・100mm　　・ 鉄筋かごの補強 ・図示による　　・ 組み立てた鉄筋の節ごとの継手 ※重ね継手 重ね継手の長さ ※標準仕様書 表5.3.2による　　・ ・ 主筋の基礎底盤への定着長さ ・図示による　　・ セメントの種類 ※高炉セメントB種 コンクリートの設計基準強度(Fc) ・図示による　　・ コンクリートの種別 ・A種　　・B種　　・評定等の内容による

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295		
・SD345		

	スランプ ※21cm　・18cm　・(　　)cm 構造体強度補正値(S) ※3N/mm² ・図示による　・評定等の内容による　・ 鋼材部分の材料 ・図示による　・ 工法 ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 鋼管の材料　・SKK400　・SKK490　・ ・拡底杭工法 ・ 杭の支持層への根入れ長さ ・図示による　・ 杭の水平方向の位置ずれ精度 ・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 孔壁の確認(超音波測定器による) ・行う　・ 測定箇所 ・試験杭(　　)箇所、本杭(　　)箇所　・

5　砂利地業

(建標4.6.2～3)	材料 ・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石 砂利地業の厚さ ※60mm　・ 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下、土間コンクリート下 ・図示による　・

6　砂地業

(建標4.6.2～3)	材料 ・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂 砂地業の厚さ ※60mm　・ 範囲 ・図示による　・

7　捨コンクリート地業

(建標4.6.4) (建標6.14.1)	捨コンクリートの厚さ ※50mm　・ 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による　・ コンクリートの種類 ※普通コンクリート　・ 標準仕様書 表6.2.1以外のコンクリートを用いる場合 ・図示による　・ 設計基準強度 ※18N/mm² スランプ ※15cm又は18cm　・

8　床下防湿層

(建標4.6.2) (建標4.6.5)	防湿層 ・適用する

	材料 ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15㎜以上　　・ 範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) ・図示による　　・

9　地盤改良(深層混合処理工法)

(建標4.7.2～3)	材料 固定材の種類　　・セメント固化材　　・ 工法 方式 ※機械撹拌方式　　・ 改良体の設計基準強度(Fc)、改良体長さ、改良率、改良体幅 ・図示による　　・ 固化材の配合量及び水固化材比を決定するための対象とする地層 ・図示による　　・ 室内配合試験における一軸圧縮試験の供試体数 ・図示による　　・ 特殊な地盤等での試験施工 ・図示による　　・ 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・図示による　　・ 六価クロム溶出試験 ・適用する　　・適用しない

10　地盤改良(浅層混合処理工法)

(建標4.8.2～3)	材料 固化材の種類　　・セメント固化材　　・ 工法 方式 ※原位置混合方式　　・ 改良体の設計基準強度(Fc)、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ・図示による　　・ 固化材の配合量を決定するための対象とする地層 ・図示による　　・ 室内配合試験における一軸圧縮試験の供試体数 ・図示による　　・ 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法。供試体数、検査方法 ・図示による　　・ 六価クロム溶出試験 ・適用する　　・適用しない

6　鉄筋工事

1　鉄筋

(建標5.2.1)

鉄筋の種類等

種類の記号	呼び径(㎜)	備考
・SD295	・D16以下	
・SD345	・D19以上	
・	・	
・	・	

2　溶接金網

(建標5.2.2)

鉄線の形状等

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(㎜)	使用部位
・溶接金網	JIS G 3557	・6φ　100×100	

		・6φ　150×150		

3　加工

(建標5.3.2)	鉄筋の折曲げ形状及び寸法 ・鉄筋の折曲げ角度が90°未満の折曲げ内法直径(D) (　　)以上

4　継手及び定着

(建標5.3.4)

鉄筋の継手の方法等

部位	継手の方法		呼び径(mm)
柱及び梁主筋	・ガス圧接 ・溶接継手	・機械式継手 ・重ね継手	・
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	・	・
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・重ね継手	・ガス圧接	・
上記以外(　　)	・重ね継手	・	・

継手位置
　・図示による　　・
柱及び梁主筋の重ね継手の長さ
　・図示による　　・
耐力壁の重ね継手の長さ
　※標準仕様書5.3.4 (3) (ア) による
　・図示による　　・
・先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合
　・図示による　　・
鉄筋の定着長さ
　　※標準仕様書 表5.3.4による
　・図示による　　・
標準仕様書5.3.4(5)(イ)の場合の折り曲げ定着の方法
　※標準仕様書 図5.3.3により5.3.4(5)(イ)を全て満足する
　・
機械式定着工法
　・適用する　　・適用しない
　　適用箇所　　・図示による　　・
　　種類　　・図示による　　・

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)

(建標5.3.5)

最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う)
　※標準仕様書 表5.3.6による
　　柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
　　・有り　使用箇所(　　)
　　主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する
　　軽量コンクリートの適用の有無
　　・有り　使用箇所(　　)
　　・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm
　　耐久性上不利な個所の有無(塩害等を受けるおそれのある部分等)
　　・有り　使用箇所(　　)
　　・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm
　　・
　・図示による

6　各部配筋

(建標5.3.7)	各部配筋 ・図示による　　・

7　圧接完了後の圧接部の試験

(建標5.4.10～11)	抜取試験 ※超音波探傷試験　標準仕様書5.4.10(イ)(a)による

	・引張試験 試験方法等　　・図示による　　・

8　機械式継手

(建標5.5.3) (建標5.5.5) (建標5.5.6)	工法 適用箇所 ・図示による　　・ 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級　　・ 機械式継手の種類 ・図示による　　・ 鉄筋相互のあき ・評定等の内容による　　・図示による 施工完了後の継手部の試験 外観試験 試験項目及び合否判定 ※標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による ・図示による　　・ 外観試験で不合格となった場合の措置 ※標準仕様書5.5.6(1)による ・図示による　　・ ・超音波測定試験 試験対象 ・図示による　　・ 超音波測定試験で不合格となった場合の措置 ・図示による　　・

9　溶接継手

(建標5.6.3)	工法 適用箇所 ・図示による　　・ 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級　　・ 溶接継手の工法 ・図示による　　・ 鉄筋相互のあき ・図示による　　・

7　コンクリート工事

1　コンクリートの類別等

(建標6.2.1～6.2.4)
(建標6.10.2)
(表6.2.1～2)

コンクリートの種類
※Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
・Ⅱ類(JIS A 5308に適合したコンクリート)

・普通コンクリート

設計基準強度 (N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
・21	※15又は18　・	土間、スラブ
・24	※18	基礎
・	・	
・	・	

・建築基準法第37条第二号の規定に基づき認定を受けたコンクリート
適用箇所(　　)

2　構造体コンクリートの仕上がり

(建標6.2.5)
(表6.2.4～5)

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所

・A 種	・図示による　　・
・B 種	・図示による　　・
・C 種	・図示による　　・

コンクリートの仕上げの平たんさ

種別	適用箇所
・a 種	・図示による　　・
・b 種	・図示による　　・
・c 種	・図示による　　・

３　セメント

(建標 6.3.1)	種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメント A 種 適用箇所　(※下記以外全て　　・　　) ・高炉セメント B 種 適用箇所　(　　) ・フライアッシュセメント B 種 適用箇所　(　　) ・普通エコセメント 適用箇所　(　　)

４　骨材

(建標 6.3.1)	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない 再生骨材 H(普通エコセメントを使用するコンクリート) ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない アルカリシリカ反応性による区分 ※A　　・B

５　混和材料

(建標 6.3.1～2)	混和材料の適用及び種類 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.3.1(4)(a)による　　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書 6.3.1(4)(b)による　　・ 標準仕様書 6.3.2(ｲ)(f)の①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※監督職員の承諾による　　・

６　コンクリートの調合

(建標 6.3.2)	調合管理強度 構造体極度補正値(S) ※標準仕様書 表 6.3.2 による ・

７　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

(建標 6.6.4) (建標 6.8.1) (建標 9.7.3)	打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から 1/4 の付近 ・図示による　　・ 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による　　・

	目地の寸法 ※標準仕様書 9.7.3(1)(ア) ・図示による　　・ ひび割れ誘発目地の位置、形状 ・図示による　　・

8　打増し厚さ（打放し仕上げ部）

(建標 6.8.1)	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm　　・ ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm　　・20mm　　・ 打増し範囲 ・図示による　　・

9　型枠

(建標 6.8.2) (建標 6.8.4)	せき板の材料 ※標準仕様書 6.8.2(1)(ア)、(イ)による ・合板(厚さ：※12mm　　・　　) ・ ・断熱材を兼用した型枠 使用箇所 ・図示による　・ ・MCR 工法用シート 適用箇所 ・図示による　・ スリーブの材種・規格等 ・図示による　　・

10　軽量コンクリート

(建標 6.10.1～2) (表 6.10.1)	適用箇所 ・図示による　　・ 種類 ・1 種　　・2 種 気乾単位容積重量 ・(　　)t/m³ スランプ ※21cm　　・

11　寒中コンクリート

(建標 6.11.1～2)	適用期間 ・図示による　　・ 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書 6.11.2(3)(ア)による ・積算温度を基に定める(　　)

12　暑中コンクリート

(建標 6.12.2)	スランプ ※21cm　　・ 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書 表 6.12.1 による ・

13　マスコンクリート

(建標 6.13.1～2)	適用期間 ・図示による　　・ セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント

	・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント 混和材料 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.13.2(2)(ｱ)による　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)による　・ スランプ 1※5cm　・ 構造体強度補正値(S) ※標準仕様書 表6.13.1による　・

14　無筋コンクリート

(建標6.14.1)	コンクリートの種類 ※普通コンクリート　・ 設計基準強度 ※18(N/mm²)　・ スランプ ※15cm又は18cm　・ 適用箇所 ※標準仕様書6.14.1(4)による ・図示による　・ ・標準仕様書 表6.2.1以外のコンクリートを用いる場合（　　）

15　流動化コンクリート

(建標6.15.1)	適用箇所 ・図示による　・ 空気量 ※4.5%　・

16　高流動コンクリート

(建標6.16.1)	適用箇所(部位、部材) ・図示による　・ 材料および調合 スランプフロー ・図示による　・ 空気量 ※4.5%　・ 単位粗骨材かさ容積 ※0.500m³/m³以上　・

8　鉄骨工事

1　鉄骨製作工場

(建標7.1.3)	鉄骨製作工場の加工能力 ・国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 (　　M　　)グレード以上 ・監督職員の承諾する工場

2　施工管理技術者

(建標7.1.3) (建標7.1.4)	鉄骨製作工場における施工管理技術者 ・適用する

3　鋼材

(建標7.2.1) (建標7.2.10)	種類等 ・構造特記による

種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格

		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・

形状及び寸法
　・図示による　　・
板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験
　・行う　(適用箇所：　　)　　・行わない

4　高力ボルト

(建標7.2.2) (建標7.3.2) (建標7.4.2) (建標7.4.7) (建標7.12.5)	高力ボルトの種類 　・トルシア形高カボルト 　・JIS形高カボルト 　・溶融亜鉛めっき高カボルト 　・建築基準法に基づき認定を受けた高カボルト ボルトの寸法 　ねじの呼び　・図示による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 　・図示による　　・ 摩擦面の性能及び処理 　・すべり試験 　　試験の方法等 　　・図示による　　・ 　・溶融亜鉛めっき面の摩擦面の処理方法 　　※標準仕様書7.12.5(1)(ｱ)、(ｲ)による 　　・ JIS形高カボルトの締付け(本締め) 　ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 　　・図示による　　・

5　普通ボルト

(建標7.2.3) (建標7.3.2) (建標7.3.8)	ボルト及びナットの材料 　※標準仕様書 表7.2.3による　　・ ボルトの形状及び寸法 　ねじの呼び　・図示による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 　・図示による　　・ 母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 　※ねじの呼び径+1.0mm　　・

6　アンカーボルト

(建標7.2.4) (建標7.3.2)	種類 　・構造用アンカーボルト 　　・ABR400　　・ABR490　　・図示 　・建方用アンカーボルト 　　・SS400　　・図示　　・ 　　アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 　　※標準仕様書 表7.2.3による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 　・図示による　　・

7　溶接材料

(建標 7.2.5)	溶接材料 ※標準仕様書 7.2.5(1)、(2)による ・図示による　　・

8　ターンバックル

(建標 7.2.6)	種類 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト　　・ 建築用ターンバックル胴 ※割枠式　　・ ねじの呼び等 ・図示による　　・

9　床構造用のデッキプレート

(建標 7.2.7)
(建標 7.7.8)

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法	スラブ	・図示	
・			

鉄骨部材への溶接方法
・図示による　　・

10　スタッド

(建標 7.2.8)

種類等

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
・16		
・19		
・22		

11　柱底均しモルタル

(建標 7.2.9) (表 7.2.5)	調合等 ・標準仕様書 7.2.9(1)によるモルタル ・無収縮モルタル　　無収縮モルタルの材料、調合等 ※標準仕様書 7.2.9(2)による

12　鉄骨の仮組

(建標 7.3.10)	仮組の実施 ・する 仮組を行う範囲 ・図示による　　・

13　溶接作業を行う技能資格者

(建標 7.6.3)	技量付加試験 ・行う　　・行わない 試験の要領　　・図示による　　・

14　溶接接合

(建標 7.6.4) (建標 7.6.7)	開先の形状 ・図示による　　・ 銅製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ・図示による　　・ 切断面の仕上げ ※標準仕様書 7.6.7(1)(カ)(b)②による　　・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ・図示による　　・

	スカラップの形状 ・図示による　　・

15　溶接部の試験

(建標 7.6.12)	溶接部の外観試験 平成 12 年建設省告示第 1464 号第二号に関する試験 試験の方法等 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2 受け入れ検査による。 ※抜き取り検査②　　・抜き取り検査① JASS6 付則 6 の付表 3「溶接」に関する試験 試験の方法等 ・JASS6 10.4[受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)～(5)による。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。 ・ 完全溶込み部の超音波深傷試験 ・適用する　　・適用しない 工場溶接の場合 AOQL　※レベルⅡ　　・レベルⅠ

節	・全て　　・	
検査水準	※第 6 水準	

16　錆止め塗装

(建標 7.8.2) (建標 7.8.4) (表 18.3.1)	塗料の範囲 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示による　　・ 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※標準仕様書 7.8.2(1)による ・図示による　　・ 下記以外の塗料の種類は、19 章による ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別 ※As 種　　・Bs 種 ・耐火被覆が接着する面の塗料の種別 ・

17　耐火被覆

(建標 7.9.2～8)	種類、材料、工法等

種類	材料・工法	耐火性能(時間)	適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け	・乾式吹付け ロックウール		
	・半乾式吹付け ロックウール	1 時間	柱・梁・主要構造部
	・湿式 ロックウール		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸 カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱 ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	ー		
・耐火塗料			

18 アンカーボルトの設置等

(建標 7.10.3) (表 7.10.1～2)	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による　　・ 構造用アンカーボルトの保持及び埋込み ※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法 ・図示による　　・ 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み方法 種別　　・A 種　　・B 種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ　　・　　mm 種別　　※A 種　　・

19 軽量形鋼構造

(建標 7.11.2)	ボルト接合方法 ・普通ボルト接合　　・

9 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造

(建標 8.2.2)
(建標 8.2.3)
(建標 8.2.5)
(建標 8.2.7～8)

材料

適用箇所	ブロックの種類（断面形状及び圧縮強さによる区分）	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		備考
			長さ	高さ	

モルタルの調合(容積比)
※ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が 10mm 程度の場合
※標準仕様書 表 8.2.1 による　　・
・

各部の配筋　　・図示による　　・

目地仕上げ　　・押し目地仕上げ　　・化粧目地仕上げ

まぐさを受ける開口部両側のブロックにおいて、モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲
・図示による　　・

2 コンクリートブロック帳壁及び塀

(建標 8.2.3)
(建標 8.3.2)
(建標 8.3.3)
(建標 8.3.4)
(表 8.3.1)

材料

適用箇所	ブロックの種類（断面形状及び圧縮強さによる区分）	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		備考
			長さ	高さ	
※標準仕様書 表 8.3.1	※空洞ブロック C(16)				
・	・				
・	・				

適用箇所が塀の場合で化粧有りのブロック
・適用する(適用箇所：　　)　　・適用しない

モルタルの調合(容積比)
※ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10㎜程度の場合
※標準仕様書 表8.2.1による　　・
・

鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状
・図示による　　・

各部の配筋　　・図示による　　・

3　ＡＬＣパネル

(建標8.4.2～5)
(表8.4.2～4)

パネルの区分			単位荷重(N/m²)	厚さ(㎜)	幅及び厚さ(㎜)	耐火性能(時間)	構法の種別
用途	形状	表面加工					
・外壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・	・図示	・有(1)	・A種 ・B種
・間仕切壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・	・図示	・有(1) ・無	・C種 ・D種
・屋根版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(0.5)	・F種
・床版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(　) ・無	

パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材
・図示による　　・
・外壁パネル構法
耐風圧性能(　　)
耐震性能　(　　)
パネル幅
・300未満(・図示による　　・　　)
パネルの短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅
※10～20㎜　　・図示による
伸縮目地への耐火目地材の充填
・適用する　　・適用しない

・間仕切壁パネル構法
耐震性能　(　　)
パネル幅
・300未満(・図示による　　・　　)
パネルの短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅
※10～20㎜　　・図示による
伸縮目地への耐火目地材の充填
・適用する　　・適用しない

・屋根及び床パネル構法
耐風圧性能(　　)
耐震性能　(　　)
パネル幅
・300未満(・図示による　　・　　)

4　押出成形セメント板(ＥＣＰ)

(建標8.5.2～5)
(表8.5.1～2)

パネルの種類	形　状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・A種 ・B種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			
・間仕切壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・B種 ・C種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			

・外壁パネル工法
　耐風圧性能(　　)
　耐震性能　(　　)
・間仕切壁パネル工法
　耐震性能　(　　)

耐火構造以外の目地及び隙間の処理
　※パネルの製造所の使用による　　・
パネル幅の最小限度
　・300mm未満　(・図示による　　・　　)

パネルの相互の目地幅

	パネル幅	
	900mm以下の場合	900mmを超える場合
長辺の目地幅	※10mm以上　　・	※15mm以上　　・
短辺の目地幅	※15mm以上　　・	※15mm以上　　・

出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅
　※15mm程度(シーリング材を充填)　　・図示による

溝堀及び開口部の措置
　やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度
　　・図示による　　・

１０　防水工事

1　アスファルト防水

(建標9.2.2～5)
(表9.2.3～6)
(表9.2.9)

屋根保護防水
　防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
・A-1			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上またはフラットヤーンクロス70g/m²程度 ・
・A-2			
・A-3			
・B-1			
・B-2			
・AI-1		(厚さ) mm	※ラットヤーンクロス70g/m²程度 ・
・AI-2			
・AI-3			
・BI-1			
・BI-2			

　改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
　　※標準仕様書 表9.2.3及び表9.2.4による
　　・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.5及び表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
立ち上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置
・適用する　　・適用しない

屋根露出防水
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上げ塗料	
			種類	使用量
・D-1			・	※製造所の仕様による ・
・D-2				
・DI-1		種類 ・ 厚さ mm		
・DI-2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.7及び表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁構法及び断熱絶縁構法の脱気装置の種類及び装置数量
種類　　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　　個

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	種　別	施工箇所
・E-1		・E-2	

保護層　・設ける　（・図示による　　・　　）
・設けない
E-1の工程3を行う場合の部位
※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位
・

施工

防水層の下地のモルタル塗り

・適用する　(施工範囲　　・図示による　　・　　)

・適用しない

防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ

※標準仕様書 表6.2.4のB種　　・

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

・図示による　　・

保護層等のの施工

平場の保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ　　※80mm 以上　　・

床タイル張り　　※60mm 以上　　・

立上り部の保護工法

・乾式保護材

乾式保護材の材料　　・

・コンクリート押え

・モルタル押え(屋内等)

・れんが押え　(・図示による　　・　　)

れんがの材料

・JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが)

・

屋上排水溝の設置

・図示による　　・

2　改質アスファルトシート防水

(建標9.3.2～3)
(表9.3.1～3)

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗料	
				種類	使用量
・AS-T1				※製造所の仕様による ・	
・AS-T2					
・AS-T3					
・AS-T4					
・AS-J1					
・ASI-T1		種類 ・ 厚さ mm	・設ける ・設けない		
・ASI-J1					

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による

・

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による

・

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による

・

押え金物の材質および形状寸法

※アルミニウム製L-30×15×2.0mm 程度

・

屋根露出防水絶縁工法、屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量

種類　　※改質アスファルトシートの製造所の指定

・

設置数量　　※改質アスファルトシートの製造所の指定

・　　個

3　合成高分子系ルーフィングシート防水

(建標9.4.2～4)
(表9.4.1～3)

防水層の種別

種別	施工箇所	可塑剤移行防止シートの材質	断熱材	歩行の仕様	仕上塗料	
					種類	使用量
・S-F1				※非歩行用 ・軽歩行用	・	※製造所の仕様による ・
・S-F2	EV棟屋上			・非歩行用 ・軽歩行用		
・S-M1				※非歩行用 ・軽歩行用	・	※製造所の仕様による ・
・S-M2				・非歩行用 ・軽歩行用		
・SI-F1			種類 ・ 厚さ ・　mm		・	※製造所の仕様による ・
・SI-F2						
・SI-M1			種類 ・ 厚さ ・　mm		・	※製造所の仕様による ・
・SI-M2		・発砲ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ ・				

屋内防水層の種別

種別	施工箇所	保護層		
		平場のモルタル塗り		立上り部の保護モルタル塗り厚さ
		塗厚(mm)	工法	
・S-C1		・	・床塗り ・下地モルタル塗り	

ルーフィングシートの種類及び厚さ
　※標準仕様書 表9.4.1から表9.4.3による
　・

固定金具の材質及び形状
　材質　　※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの銅板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
　　・
　厚さ　　※0.4mm以上　　・

接着工法の場合の脱気装置の種類生尾美設置数
　種類　　※ルーフィングシートの製造所の仕様
　　・
　設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様
　　・　　個

断熱工法(SI-M1、SI-M2)の場合の防湿用フィルム
・設置する　　・設置しない接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理
　・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
PCコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、SI-F1の場合)
　・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
　　・図示による　　・

4　塗膜防水

(建標9.5.3)	防水層の種別

(表 9.5.1～2)

種別	施工箇所	仕上塗料		保護層
		種類	使用量	
・X-1		・	※製造所の仕様による ・	
・X-2		・	※製造所の仕様による ・	
・Y-1	※地下外壁防水 ・			
・Y-2	※屋内防水 ・			・ ・

ウレタンゴム系塗膜防水 X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※主材料の製造所の仕様　・
設置数量　※主材料の製造所の仕様　・　個

5　ケイ酸質系塗布防水

(建標 9.6.4)

防水層の下地(壁及び天井)
※コンクリート打放し仕上げ(標準仕様書 表6.2.4のB種)
・
下地処理
コンクリートの打継箇所の処理
※標準仕様書9.6.4(2)(ｱ)による　・
標準仕様書9.6.4(2)(ｲ)及び(ｳ)以外の下地処理
・図示による　・

6　シーリング

(建標 9.7.2)

材料
種類及び加工箇所
※下記表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合シーリングは12章 に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは18章 による。

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
図示による	ＭＳ－２

仕上げを行わない施工箇所(　　)

シーリング材の目地寸法
※標準仕様書9.7.3(1)による　・
接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験　・

１１　石工事

１２　タイル工事

１３　木工事

１４　屋根及びとい工事

1　長尺金属板葺

(建標 13.2.2～3)
(表 13.2.1)

材料

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚さ	留め付け方法
	※JIS G 3322の屋根用コイル ・			・立て平葺 ・心木無し瓦棒葺 ・横葺 ・		

下葺材料　・アスファルトルーフィング940
　　・改質アスファルトルーフィング下葺材
　　（・一般タイプ　・粘着層付タイプ）

工法
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
　・図示による　　・
横葺の場合のけらば納め
　・つかみ込み納め　　・けらば包み納め
雪止め　　・設置する（・図示による　　・　　）

2　折板葺

(建標13.3.2～3)
(表13.2.1)

材料

施工箇所	形式	山高・山ピッチによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板
		山高	山ピッチ				
	・			(　　)種	※鋼板製 ・		・有り ・無し

材質の種類(　　)
塗膜の種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等(　　)
断熱材　・有り(種別：　　、厚さ：　　mm、防火性能：　　時間)
　　・無し

工法
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
　・図示による　　・
耐雪性能に応じた工法
　・適用する（・図示による　　・　　）
折板のけらば納め　　※けらば包みによる方法　　・

3　粘土瓦葺

(建標13.4.2～3)

材料

施工箇所	製法による区分	形状による区分	寸法による区分	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦の仕様

JIS A 5208 に基づく凍害試験　・行う　　・行わない
瓦桟木　　材質　※杉　　・
　　寸法　※幅21×高さ15(mm)以上　　・
棟補強用芯材　材質　※杉　　・
　　寸法　※幅40×高さ30(mm)以上　　・
瓦緊結用釘又はねじ
　種類　　・
　径　　・
　長さ　　・
棟補強等に使用する金物等
　材質　　・ステンレス製
　　・溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製
　形状　　・
　寸法　　・
　留め付け方法　・

工法

	建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法などの工法 ・図示による　　・ 瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値　・　　mm 瓦桟木の留付け工法　・図示による　　・ 棟の工法　　・7寸丸伏せ棟~~又~~ ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げ ・行う　(・モルタル　　・瓦葺き用しっくい)

4　とい

(建標13.5.2～3) (表13.5.1～3)	材料 といその他 材種等 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル雨どい ・表面処理鋼板(・　　(・種類　　)) ・ステンレス鋼板 ・ とい受金物 とい受金物の材種、形状、取付間隔 ※標準仕様書 表13.5.2による　・ステンレス ・多雪地域の場合の軒どいの取付間隔0.5m以下 足金物の材種、形状、取付間隔 ※標準仕様書 表13.5.2による　・ 防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ 工法 ・鋼管製といの場合の防露巻の工法 ※標準仕様書 表13.5.4による　・

5　ルーフドレン

(建標13.5.2)

JCW 301によるルーフドレンの種類及び呼び

種類		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・ろく屋根用横形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・	
・バルコニー用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・	
・		・	

１５　金属工事

1　アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

(建標14.2.1)
(表14.2.1)

表面処理

種別	施工箇所(成型板、笠木、建具以外)	色合い等
・AB-1種		
・AB-2種		
・AC-1種		
・AC-2種		
・BA-1種		
・BA-2種		

・BB-1 種	EXP.J カバー	シルバー
・BB-2 種		
・BC-1 種		
・BC-2 種		
・C 種		

・常温乾燥形の場合(　　)
陽極酸化被膜の着色方法
※二次電解着色　　・三次電解着色

2　鉄鋼の亜鉛めっき

(建標 14.2.2)
(表 14.2.2)

鉄鋼の亜鉛めっき

表面処理方法	種別	施工箇所(手すり、タラップ以外)
溶融亜鉛めっき	・A 種	
	・B 種	
	・C 種	
電気亜鉛めっき	・D 種	
	・E 種	
	・F 種	

3　軽量鉄骨天井下地

(建標 14.4.2)
(建標 14.4.4)
(表 14.4.1)

材料
野縁等の種類
屋外　※25 形　　・19 形
屋内　※19 形　　・25 形
形状及び寸法
・屋外の場合
野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離
・図示による　　・
野縁の間隔
・図示による　　・
工法
・つりボルトの間隔が 900mm を超える場合の補強方法
・図示による　　・
・天井のふところが 3.0m を超える場合の補強方法
・図示による　　・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　　・図示による　　・
・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　　・図示による　　・

4　軽量鉄骨壁下地

(建標 14.5.3～4)

スタッド、ランナ等の種類
※標準仕様書 表 14.5.1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示による
スタッドの高さが 5.0m を超える場合
・図示による　　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※標準仕様書 14.5.4(5)による　　・図示による

5　金属成形板張り

(建標 14.6.2～3)

種別　　・図示による　　・
表面処理　・図示による　　・

取付け用下地
※標準仕様書 14.4 による　　・図示による　　・
伸縮調整継手
・設ける　(施工箇所　　・図示による　　・　　)

	・設けない

6　アルミニウム製笠木

(建標14.7.2～3) (表14.7.1) (表14.2.1)	部材の種類 ・150形・250形　・300形　・350形 表面処理　種別(　　)種 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・図示による　・

１６　左官工事

1　ラス系下地

(建標15.2.4)	下地の種類 ・通期構法　(・二層下地　・単層下地) ・直張り工法　(・ラスモルタル下地　・ラスシートモルタル下地) 外張断熱工法で断熱材の外側に野縁を施工する形式の通気構法を行う場合 ・図示による　・ 材料 ラス材及び補強用平ラス 材料記号(※K　・　) 種類及び単位面積当たりの質量 ・二層下地通気構法 ・波形ラス(W700)　・こぶラス(K800)　・力骨付きラス(BP700) ・単層下地通気構法 ※リブラスC(RC800)にターボン紙などの裏打ち材と一体化したラス ・ ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 耐力壁以外 ・LS1　・LS2　・LS3　・LS4 耐力壁 ※LS4　・ ステープルの形状及び寸法 リブラス ※L925TS以上(リブラスC(RC800)の場合) ・ 波形ラス ※L1019JS以上(波形ラス(W700)の場合) ・ 施工 二層下地通気構法 換気口部の措置　※講ずる　・講じない 直貼り工法(ラスシートモルタル下地の場合) 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合のラスシートの施工 ・図示による　・

2　せっこうボード、その他のボード下地

(建標15.2.5)	材料 せっこうボード、せっこうラスボード及び木質系セメント板の種類及び厚さ せっこうボード　種類(　)　厚さ(　mm) せっこうラスボード　種類(　)　厚さ(　mm) 木質系セメント板　種類(　)　厚さ(　mm)

3　こまい下地

(建標15.2.6)	建築基準法に基づく耐力壁の指定　・無し　・有り(　)

4　木ずり下地

(建標15.2.7)	材料

	木ずり用小幅板の材種　　※杉　(心去り材)　　・

5　モルタル塗り

(建標 15.3.2) (建標 15.3.5)	モルタル　・現場調合材料　・既調合材料 規制目地材 ・設ける　施工箇所(　　) 形状(・図示による　　・　　) ・設けない 床の目地 ・設ける　目地割　※2m²程度(最大目地間隔 3m 程度) ・ 種類　※押し目地　・ ・設けない 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ・行う　・行わない

6　仕上塗材仕上げ

(建標 15.6.2)
(表 15.6.1)
(その 1～3)
(表 15.6.2)

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
材料
・薄付け仕上塗材

呼び名	仕上の形状	工法	吸放湿性	防火材料
・外装薄塗材 Si	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・可とう形外装薄塗材 Si	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・外装薄塗材 E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状 ・さざ波状 ・着色骨材砂壁状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・可とう形外装薄塗材 E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状 ・さざ波状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・防水形外装薄塗材 E	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凸凹状	・吹付け ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・外装薄塗材 S	・砂壁状	・吹付け		・適用する ・適用しない
・内装薄塗材 C ・内装薄塗材 L	・凸凹状 ・平たん状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装薄塗材 Si ・内装薄塗材 E	・砂壁状じゅらく ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状 ・さざ波状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装薄塗材 W	・京壁状じゅらく ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状	・吹付け ・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない

・厚付け仕上塗材

呼び名	仕上の形状	工　法	吸放湿性	防火材料

・外装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・こて塗り		・適用する ・適用しない
・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・内装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装厚塗材L	・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装厚塗材G	・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装厚塗材Si ・内装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない

外装厚塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合
（　　）
外装厚塗材Si、外装厚塗材Eにおける上塗材の適用
・適用する　　・適用しない

・複層仕上塗材
・軽量骨材仕上塗材

呼び名	仕上の形状	工法	耐候性	防火材料
・複層塗材CE ・複層塗材RE ・複層塗材Si ・複層塗材E	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローター塗り	・候補形3種 ・	・適用する ・適用しない
・可とう形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローター塗り	・候補形3種 ・	・適用する ・適用しない
・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材E	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローター塗り	・候補形3種 ・	・適用する ・適用しない
・吹付用軽量塗材	・砂壁状	・吹付け		・適用する ・適用しない
・こて塗用軽量塗材	・平たん状	・こて塗り		・適用する ・適用しない

複合仕上げ塗材の上塗材
樹脂　・アクリル系　・シリカ系　・ポリウレタン系
　　・アクリルシリコン系　・ふっ素系
外観　・つや有り　・つや無し　・メタリック
溶媒　・溶剤系　・弱溶剤系　・水系

7　しっくい塗り

(建標15.10.1～4) (表15.10.1～5)	下地の種類 ・標準仕様書15.10.1による場合以外の下地への適用

	（　　） 材料 ・既調合しっくい 色しっくい　・適用する　・適用しない ・現場調合しっくい 調合及び塗厚 既調合しっくい　※標準仕様書 15.10.3(1)による ・ 現場調合しっくい　※標準仕様書 15.10.3(2)による ・ 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法 ・押え仕上げ　・なで切り仕上げ　・パターン仕上げ

８　こまい壁塗り

(建標 15.11.2～5) (建標 15.11.7) (建標 15.11.8) (表 15.11.9)	材料 土壁用ののりの種類　※つのまた　・ふのり ・ぎんなんそう　・粉末海藻 砂壁用ののりの種類　※ふのり　・つのまた ・こんにゃくのり　・にかわ ・合成高分子系混和剤　・ 色土の種類　・土物仕上げ(　　) ・大津仕上げ(　　) 色砂の種類　・天然砂と岩石の砕砂 ・人工的に着色・製造したもの 調合　下地塗りの調合 ※標準仕様書 表 15.11.2 による ・ 塗厚　※標準仕様書 表 15.11.8 による 建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ・図示による　・ 工程　こまい壁　※A 種　・B 種 土物仕上げの工法 ・土物仕上げ工法 ・水こね土物 1 工法　・水ごね土物 2 工法 ・のりさし土物工法　・のりごね土物工法 ・砂壁仕上げ工法 ・切返し仕上げ工法 ちりじゃくり　・図示による　・ 大津仕上げの工法 ・普通大津仕上げ工法　・大津みがき仕上げ工法 ちりじゃくり　・図示による　・

９　ロックウール吹付け

(建標 15.12.2～3)	ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 仕上げ吹付け厚さ(㎜) ・図示による　・

１７　建具工事

1　防火戸

(建標 16.1.3)	・建具表による　・ ・防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について連動させる装置等 ・建具表による　・

２　見本の製作等

(建標 16.1.4)	建具見本の製作　・行う(建具符号：　　)　・行わない 特殊な建具の仮組　・行う(建具符号：　　)　・行わない

３　防犯建物部品

(建標16.1.6)	・適用する　(適用箇所：・建具表による　　・　　) ・適用しない

４　アルミニウム製建具

(建標16.2.2) (建標16.2.4～5) (表14.2.1)	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級 ※外部に面する建具の種別は標準仕様書 表16.2.1、16.2.2による ・A種　・B種　・C種　・D種　・E種 ・建具表による　・図示による ・防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）表面処理 外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種 着色　・標準色　・特注色 屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種 着色　・標準色　・特注色 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・ ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL　・ 結露水の処理方法　・図示による　・ 水切り板、ぜん板　・図示による　・ 木下地の内付け建具　・適用する(建具の製造所の仕様)　・適用しない

５　網戸等

(建標16.2.3)	防虫網の材料

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25㎜以上 ・	※16～18メッシュ ・

６　樹脂製建具

(建標16.2.5) (建標16.3.2) (建標16.3.4～5)	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級 ※外部に面する建具の種別は標準仕様書 表16.3.1、16.3.2による ・A種　・B種　・C種　・D種　・E種 ・建具表による　・図示による ・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（・T-1　・T-2) ・断熱ドア、断熱サッシ ※外部に面する建具の断熱性の等級は標準仕様書 表16.3.3による ・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8 ・ 外部に面する建具 日射熱取得性の等級（　　） ガラス　※複層ガラス　・　・ ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL　・ 表面色　・標準色　・特注色 水切り板、ぜん板 ・図示による　・ 木下地の内付け建具 ・適用する(建具の製造所の仕様)　・適用しない

7　鋼製建具

(建標16.4.2～3) (建標16.4.6)	性能値等(建具符号は建具表による) ・外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4　・S-5　・S-6

	・簡易気密型ドアセット ・耐震ドア 面内変形追随性の等級（　　） ・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（　　） ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　　・ 点検口の類のくつずりの材料　　・ 鋼板類の厚さ(mm) ※標準仕様書 表 16.4.2 による　　・ ステンレス製くつずりの仕上げ　※HL　　・ 標準型鋼製建具の有効内法寸法 ・建具表による　　・

8　鋼製軽量建具

(建標 16.5.2～3) (建標 16.5.6)	性能値等(建具符号は建具表による) ・簡易気密型ドアセット ・耐震ドア 面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級(　　) 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS43J1L 又は SUS443J1　・ 召合せ、縦小口包み板の材質　※鋼板　　・ 戸の心材 防音性能を求める場合の充填材 ・グラスウール　　・ロックウール 鋼板の厚さ(mm)　※標準仕様書 表 16.5.1 による ・図示による ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL　　・ 標準型鋼製軽量建具の有効内法寸法 ・建具表による　　・

9　ステンレス製建具

(建標 16.6.2)	性能値等(建具符号は建具表による) ・簡易機密型ドアセット・外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4　・S-5　・S-6 ・耐震ドア 面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級(　　) ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS43J1L 又は SUS443J1　　・ 表面仕上げ　※HL　　・ ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL　　・ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ　　・角出し曲げ

10　木製建具

(建標 16.7.2～4) (表 16.7.2～3)	建具材の加工、組立時の含水率 ※A 種　　・B 種

(表16.7.7～8)
(表16.7.10)

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・
枠、くつずりの材料　・建具表による　　・

・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
・普通合板	接着の程度 ※水掛り箇所1類、その他2類以上 ・ 板面の品質　※広葉樹1等　・ ・(　　)	
・天然木化粧合板	接着の程度 ※水掛り箇所1類、その他2類以上 ・ ・(　　)	
・特殊加工化粧合板	接着の程度 ※水掛り箇所1類、その他2類以上 ・ ・(　　)	
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	表裏面の状態による区分(　　) 曲げ強さによる区分(　　) 耐水性による区分(　　) 難燃性による区分(　　) ・(　　)	

表面材の材料のホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による　　・
表面板の厚さ
※標準仕様書 表16.7.6による　　・
引き戸の定規縁
・召し合せかまち(いんろう付き　　・いんろう無し)

・かまち戸
かまち樹種(　　)　鏡板樹種(　　)
見込み寸法　※36mm　　・建具表による
・

・ふすま
種別、工法　・Ⅰ型　　・Ⅱ型
上張りの種類　・鳥の子　　・新鳥の子
・ビニル紙程度
縁仕上　・塗り縁　　・生地縁(素地)
・生地縁(ウレタンクリヤー塗装)
見込み寸法　※19.5mm　　・建具表による
・

・戸ぶすま
表面材の種類、品質等(　　)
上張りの種類　・鳥の子　　・新鳥の子
・ビニル紙程度
見込み寸法　※30mm　　・建具表による
・

・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　　・建具表による
・

11　建具用金物

(建標16.8.2～3)	金物の種類・見え掛り部の材質等 ※標準仕様書 表16.8.1及び適用(備考欄の特記事項も含め)は建具表による ・ 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※標準仕様書 表16.8.2による　・ 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※標準仕様書 表16.8.3による　・ 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※標準仕様書 表16.8.4による　・ 木製建具に使用する戸車及びレール ※標準仕様書 表16.8.5による　・ 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・建具表による　・

12　鍵

(建標16.8.4)	マスターキー　・製作する　・製作しない 鍵の製作本数　※各室3本1組　・ 鍵箱　※鋼製の既製品　・

13　自動ドア開閉装置

(建標16.9.2) (表16.9.1～3)	性能・機構 戸の開閉方式　・図示による　・ 自動ドア開閉装置の性能 駆動装置の性能 ※引き戸用駆動装置の場合、標準仕様書 表16.9.1による 防錆　・適用する　・適用しない ・ 車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※標準仕様書 表16.9.2による 防錆　・適用する　・適用しない ・ 検出装置の性能 ※引き戸用の検出装置の性能は標準仕様書 表16.9.3による 防錆　・適用する　・適用しない 引き戸用検出装置の種類 種類　・光線(反射)センサー　・熱線センサー　・音波センサー ・光電センサー　・電波センサー ・タッチスイッチ ・無線式タッチスイッチ ・光電式タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房用操作スイッチ ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ 凍結防止措置　・適用する　・適用しない

14　自閉式上吊り引戸装置

(建標16.10.3)	性能 ※標準仕様書 表16.10.1による　・図示による

15　重量シャッター

(建標16.11.2～3) (建標16.6.3)	形式及び機構 シャッターの種類　・管理用シャッター　・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッター　耐風圧強度(　　)Pa 開閉方式の種類 ※電動式(手動併用)　・手動式 安全装置の設置箇所 急降下制御装置又は急降下停止装置の設置個所

	・図示による　　・ 障害物感知装置の設置個所　　・図示による　　・ 危害防止機構の設置個所　　・図示による　　・ 管理用シャッターのシャッターケース ・設ける　　・設けない 材料 スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類　　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量　※Z12 又は SUS443J1　　・ ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、US430J1 又は SUS443J1　　・

16　軽量シャッター

(建標 16.12.2) (建標 16.12.4) (表 16.12.4)	形式及び機構 開閉形式 ※手動式　　・電動式(手動併用) 耐風圧強度(　　)Pa 電動式の場合の安全装置 急降下停止装置 ・設置する(・図示による　　・　　)　　・設置しない 障害物感知装置の設置個所　　・図示による　　・ 材料 スラットの材質の種類 ・JIS G 3312(塗装溶融 5 亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量　※AZ90　　・スラットの種類 ・インターロッキング形　　・オーバーラッピング形

17　オーバーヘッドドア

(建標 16.13.2～3)	区分、材料 <table><tr><th>セクション材料による区分</th><th>風圧力区分(Pa)</th><th>開閉方式による区分</th><th>収納形式による区分</th><th>ガイドレールの材料</th></tr><tr><td>※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ</td><td>・125 ・100 ・70 ・50</td><td>※バランス式 ・チェーン式 ・電動式</td><td>・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形</td><td>※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板</td></tr></table> 電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所 ・図示による(　　)

18　ガラス

(建標 16.14.2～3) (図 16.14.1)	適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による ・フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類 ・図示(※建具表　・　　)による　　・ ・型板ガラスの厚さによる種類 ・図示(※建具表　・　　)による　　・ ・網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類 ・図示(※建具表　・　　)による　　・ ・合わせガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類 ・図示(※建具表　・　　)による　　・ ・強化ガラス 形状による種類、材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類、特性による種類 ・図示(※建具表　・　　)による　　・ ・熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類 ・図示(※建具表　・　　)による　　・ ・複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、

日射取得性及び日射遮蔽性による区分、封入気体の種類
・図示(※建具表　・　　)による　・
・熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性による区分
・図示(※建具表　・　　)による　・
・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類
・図示(※建具表　・　　)による　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	※グレイジングチャンネル ・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・
樹脂製	※押縁及びグレージングガスケット ・	※建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・

ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工
・建具表による　　・

19　ガラスブロック積み

(建標16.14.5)

材料等

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調		目地幅(mm)		伸縮調整目地位置
			ｸﾘｱ	乳白	平積み	曲面積み	
・正方形	・160×160	95	・	・	※8～15 ・	外側 ※15 以下 ・ 内側 ※6 以上 ・	※6m 以下ごとに幅 10～25mm ・図示による ・
	・200×200	95	・	・			
・長方形	・		・	・			
	・		・	・			

壁用金属枠及び補強材
・設ける(形状　・図示による　　・
・設けない
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　　・
寸法　※径 5.5mm　・
形状　※はしご形状腹筋及び単筋　・
シーリング材の種類　(　　)
金属製化粧カバー
材質　・ステンレス製　　・アルミニウム製
寸法　・図示による　　・
形状　・図示による　　・
工法
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
・図示による　　・
木下地の場合の壁用金属枠のアンカー等の留付け間隔
・　　mm(450mm 以下)
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による　　・図示による

１８　カーテンウォール工事

１９　塗装工事

1　材料

(建標18.1.3)

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・

	・防火材料 ・屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・次の箇所を除き防火材料とする(箇所:　　)

2　素地ごしらえ

(建標 18.2.2～7)
(表 18.2.1～7)

種別

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A 種　・B 種
	透明塗りの場合	※B 種　・A 種
鉄鋼面	耐候性塗料塗り(DP)の場合	※B 種　・A 種　・C 種
	上記以外の場合	※C 種　・A 種　・B 種
亜鉛めっき鋼面		・A 種　・B 種
モルタル面及びせっこうプラスター面		※B 種　・A 種
コンクリート面(DP 以外)、ALC パネル面及び押出成形セメント板面(DP 以外)		※B 種　・A 種
コンクリート面(DP)の場合		A 種
押出成形セメント板面(DP)		B 種
せっこうボード面及びその他ボード面		※B 種　・A 種

3　錆止め塗料塗り

(建標 18.3.2～3.3)
(表 18.3.1～3.4)

種別

下地面等			錆止め塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	SOP	As 種	※A 種　・B 種
		DP	1 回目　Cs 種 2、3 回目 Ds 種	標準仕様書 表 18.3.4
		EP-G	※Bs 種　・As 種	※A 種　・B 種
	見え隠れ部分	SOP	As 種	※B 種　・A 種
		DP	1 回目　Cs 種 2、3 回目 Ds 種	標準仕様書 表 18.3.4
		EP-G	※Bs 種　・As 種	※B 種　・A 種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	※Az 種　・Bz 種	※A 種　・B 種
		DP	Bz 種	標準仕様書 表 18.3.6
		EP-G	Cz 種	※A 種　・B 種
	鋼製建具以外	SOP	※Bz 種　・Az 種	※B 種　・A 種
		DP	Bz 種	標準仕様書 表 18.3.6
		EP-G	Cz 種	※B 種　・A 種

鉄鋼面で錆止め塗装のままの場合の種別
見え掛り部分　※A 種　・
見え隠れ部分　※B 種　・

4　塗装

(建標 18.4.1～
18.12.2)
(表 18.4.1～18.12.1)

種別塗装		種別
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A 種　・B 種
	木部屋内	※B 種　・A 種
	鉄鋼面	※B 種　・A 種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表 18.4.3
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B 種　・A 種
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)		※B 種　・A 種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	標準仕様書 表 18.7.1
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表 18.7.2
	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・A 種　・B 種 ・C 種

・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面、モルタル面等	※B種　・A種
	木部	標準仕様書 表18.8.2
	屋内の鉄鋼面	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.8.4
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種
・ピグメントステイン塗り	屋内	―
・木材保護塗料塗り(WP)	屋外	※B種　・A種

塗料の種類等
　クリヤラッカー塗り(CL)
　　種別がA種の場合における、標準仕様書 表18.5.1の工程2
　　・塗料の種類(　　)
　耐候性塗料塗り(DP)
　　上塗り塗料の等級　　鉄鋼面　　(　　)級
　　亜鉛めっき鋼面　(　　)級
　ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)
　　標準仕様書 表8.10.1の工程1の着色　　・適用する

２０　内装工事

1　接着剤等

(建標19.2.2)
(19.3.2)
(19.5.4)(19.5.5)
(19.7.2)(19.9.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・

接着剤の主成分により区分
　施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合
　　ビニル床シート及びビニル床タイル用
　　・図示による　　・
　　ゴム床タイル用
　　・図示による　　・

下地の施工
　標準仕様書 表19.2.3(1)(ｱ)から(ｳ)以外の下地の工法
　　・図示による　　・

2　ビニル床シート

(建標19.2.2)

材料

種類の記号	色柄	厚さ	備考
※FS(複層ビニル床シート) ・	・無地 ・	※2.0	

　接合部の処理　　※熱溶接工法　　・

3　ビニル床タイル

(建標19.2.2)

材料

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
※KT(コンポジションビニル床タイル) ・TT(単層ビニル床タイル) ・FT(複層ビニル床タイル) ・FOA(置敷きビニル床タイル) ・FOB(薄型置敷きビニル床タイル)	・無地 ・	・300×300 ・450×450 ・500×500	※2.0 ・	

4　特殊機能床

(建標19.2.2)

材料

シート種別	種類	性能	厚さ、寸法、形状(mm)
・帯電防止床シート			厚さ:

・帯電防止床タイル			寸法:　　厚さ:
・視覚障者用床タイル		―	形状:
・耐動荷重性床シート		―	厚さ:
・防滑性床シート		―	厚さ:
・防滑性床タイル		―	寸法:　　厚さ:

5　ビニル幅木

(建標 19.2.2)	材質の種類　・軟質　・硬質 高さ　※60mm　・70mm　・100mm 厚さ　※1.5mm 以上

6　ゴム床タイル

(建標 19.2.2)	種類　・単層品　・積層品 色柄　(　　) 寸法　(　　mm) 厚さ　・3.0mm　・4.5mm　・6.0mm　・9.0mm

7　カーペット敷き

(建標 19.3.2)
(表 19.3.1)

・織じゅうたん

織り方	パイル形状	帯電性	備考
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット・ループ併用	・適用する ・適用しない	

色柄、パイル糸の種別
※色柄は模様のない無地のもの
種別　・A種　・B種　・C種
・

下敷き材
※JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種1号　呼び厚さ 8mm
・

見切り、押え金物
・適用する　(材質、形状等　・図示による　・　)
・適用しない

織じゅうたんの接合方法
※ヒートボンド工法　・

・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・	・グリッパー工法 ・全面接着工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・			
・カット、ループ併用	・			
・	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種1号　呼び厚さ 8mm
・

見切り、押え金物
・適用する　(材質、形状等　・図示による　・　)
・適用しない

・タイルカーペット

種類	パイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所	備考
※第一種 ・第二種	※ループパイル	※500×500 ・	※6.5 ・		
・第一種 ・第二種	・カットパイル	※500×500 ・	※6.5 ・		
・第一種 ・第二種	カット、ループ併用	※500×500 ・	※6.5 ・		

見切り、押え金物
・適用する　(材質、形状等　　・図示による　　・　　)
・適用しない
タイルカーペットの敷き方
平場　　※市松敷き　　・模様流し　　・
階段部分　　※模様流し　　・市松敷き　　・

8　合成樹脂塗床

(建標 19.4.2)

合成樹脂塗床材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・
種類

種類	工法	仕上の種類	施工箇所
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床材)		※平滑仕上げ ・防錆仕上げ ・つや消し仕上げ	
・厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂塗床材)	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ	
・薄膜型塗床材 (エポキシ樹脂塗床材)		※平滑仕上げ	
・			

9　フリーリング張り

(建標 19.5.2～5)

フローリングのホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書 19.5.2(2)　　・

・単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅及び長さ
・フローリングボード１等	・釘留め工法 (根太張り)	・	※標準仕様書 表 19.5.1 による ・
	・釘留め工法 (直張り)	・	※標準仕様書 表 19.5.3 による ・
	・接着工法	・	※標準仕様書 表 19.5.5 による ・
・フローリングブロック１等	・接着工法	・	・

・複合フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅及び長さ
・複合フローリング (天然木化粧)	・釘留め工法 (根太張り)	・	標準仕様書 表 19.5.2 による ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	・釘留め工法 (直張り)	・	標準仕様書 表 19.5.4 による ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	・接着工法	・	標準仕様書 表 19.5.6 による ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種

接着工法の場合の不陸緩衝材
※合成樹脂発泡シート　　・

10　畳敷き

(建標 19.6.2)
(表 19.6.1)

種別
・Ａ種　(畳表:・JS　　・JI)
・Ｂ種
・Ｃ種　(畳床:・PS-C20　　・PS-C25　　・PS-C30)
・Ｄ種　(畳床:・KT-Ⅰ　　・KT-Ⅱ　　・KT-Ⅲ　　・KT-K　　・KT-N)

・衝撃緩和型畳　畳表(JIS A 5902)　　・C1　　・C2

11 せっこうボード張り

(建標19.7.2～3)
(表19.7.1)

材料

規格名称	種類	厚さ(mm)等
木質系セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・
	・普通木片セメント板	・30　・
繊維強化セメント板	・けい酸カルシウム板	タイプ2(無石綿)　・6　・8
火山性ガラス質複層板(VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・図示による　・
繊維板	・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12　・
	・ハードボード(素地)	・無研磨板 (・スタンダード　・テンバード) ・研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード(化粧)	・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード	A級 (・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・フラットタイプ (・9(不燃)　・12(不燃)　・　) ・凹凸タイプ (・9(不燃)　・12(不燃)　・　)
	・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
	・グラスウール吸音ボード32K	・25(ガラスクロス包)　・
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・9.5
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ・9.5(不燃)
	・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)　・
	・強化せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・せっこうラスボード	・9.5　・
	・化粧せっこうボード(木目)	模様(・柾目　・板目) 専用下地材有り ・12.5(不燃)幅440mm程度
	・化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	・9.5(準不燃)

パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆
ボード表面への化粧張仕上げの有無
　・有り(種類:　　)　　・
天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く)
　(　　)
せっこうボードの目地工法
　・継目処理工法　　・突付け工法　　・目透し工法

せっこうボードのエッジの種類(突付け工法、目透し工法の場合)
・ベベルエッジ　　・スクェアエッジ

材料

種類	規格	防虫処理
・普通合板	品名(　　) 厚さ(※5.5mm　・　　) 板面の品質 広葉樹(※2等以上　・　　) 針葉樹(※C-D以上　・　　) 単板の樹種名(　　)	・行う ・行わない
・天然木化粧合板	厚さ(　　mm) 化粧板の単板の樹種名(　　)	・行う ・行わない
・特殊加工化粧合板	品目(　　) 厚さ(　　mm) 接着の程度(　　) 単板の樹種名(　　) 化粧加工の方法 ・オーバーレイ　・プリント ・塗装　・	・行う ・行わない

合成のホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書19.7.2(2)(イ)による
・

合板の張り付け　・A種　・B種

12　壁紙張り

(建標19.8.2)

ホルムアルデヒド放散量
壁紙
※F☆☆☆☆　・
接着剤
※F☆☆☆☆　・

種類

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	塩化ビニル	その他		
	・	・	・	・	・		・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・			

施工
モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ
※B種　・A種
コンクリート面の素地ごしらえ
※B種　・A種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ
※B種　・A種

13　断熱材

(建標19.9.3～4)

・断熱材打込み工法

種類		厚さ(mm)	施工箇所
断熱材名	種類(記号)		
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱 (スキン層なし)		・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材		・	

・フェノールフォーム断熱材		・	

フェノールフォームを使用した断熱材及び開口部等補修のための張付け用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ　・　mm
施工箇所　・図示による　・

２１　ユニット及びその他の工事

１　フリーアクセスフロア

(建標20.2.2)

材料等

施工箇所	構造	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考
	・支柱調整式 ・置敷式	・500×500 ・	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・	

帯電防止性能　・U値(クラス1)　・U値(クラス2)
漏えい抵抗　・R≧1×10Ω6　・
耐荷重性能、耐衝撃性能、ローリングロード性能、耐燃焼性能の試験方法
※標準仕様書20.2.2(2)(イ)による　・
寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(オ)による　・

２　可動間仕切

(建標20.2.3)

材料等

構造形式による種類	構成基材の種類		パネル表面仕上げ	遮音性(dB/500Hz)
	スタッド	パネル		
・スタッド式(内蔵) ・スタッド式(露出) ・スタッドパネル式 ・パネル式			・メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付 ・壁紙張り	・0 ・12 ・20 ・28 ・36

パネルの材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
パネル内に取付ける建具
・有り　(寸法及び形状:・図示による　・　)
・無し

３　移動間仕切

(建標20.2.4)

材料及び性能等

操作方法による種類	圧接装置の操作方法	パネル表面材		遮音性(dB/500Hz)
		材質	仕上げ	
・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・	・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

ハンガーレールの取付け下地
※標準仕様書20.2.4(3)(ウ)による　・図示による
ハンガーレール
※標準仕様書20.2.4(3)(エ)による　・図示による
ランナー
※標準仕様書20.2.4(3)(オ)による　・図示による
パネルをランナーに取り付ける部品
※標準仕様書20.2.4(3)(カ)による　・図示による
あと施工アンカー
・使用する

	種類：　　材質：　　寸法： ・使用しない

4　トイレブース

(建標20.2.5)	材料等 パネル表面材の材質：・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・ 脚部の種類：※幅木タイプ ・ ドアエッジの材質：※製造所の仕様による ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材 パネル材料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・

5　手すり

(建標20.2.6)	材料の種類　・ 仕上げ　・

6　階段滑り止め

(建標20.2.7)	材料等 材種：・ステンレス材(SUS304) ・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材 形状：・ひも材 ・タイヤ型 寸法(mm)：・ ・ 取付工法：※接着工法 ・埋込み工法

7　黒板及びホワイトボード

(建標20.2.9)	・黒板 区分　※焼き付け　・ 種類　・鋼製黒板　・ほうろう黒板 ・ホワイトボード (　　)

8　鏡

(建標20.2.10)	取付箇所(　　) 寸法　・図示による　・ 厚さ　※5mm　・

9　表示

(建標20.2.11)	・衝突防止表示 形状、寸法(・30φ　・　) 材質　(・ステンレス材　・　) ・非常用侵入口等の表示等 ※消防法に適合する市販品　・ 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式 ・図示による　・

10　タラップ

(建標20.2.12)	材料の種類　※ステンレス製　・ 仕上げ　※研磨等の仕上げを行わない　・

11　煙突用ライニング

(建標20.2.13)	煙突用成形ライニング材 適用安全使用温度　・　℃ 工法　(　　)

12　ブラインド

(建標20.2.14)	材料等 ・横形ブラインド 種類　※ギア式　・コード式　・操作棒式 幅、高さ　・図示による　・ スラットの幅　※25mm　・ 材質 スラット　※アルミニウム合金製　・

	ヘッドボックス　※鋼製　・ ボトムレール　※鋼製　・ ・縦形プラインド 幅、高さ　・図示による　・ 開閉方式　・片開き　・両開き 操作方法 ※2 本操作コード方式　・1 本操作コード方式 スラットの材質　・焼付け塗装仕上げのアルミスラット ・消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工クロススラット スラットの幅　・　mm

13　ロールスクリーン

(建標 20.2.15)

材料等

材種	品質	操作方式	幅、高さ	取付箇所
・ポリエステル ・	・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・図示 ・	・図示 ・

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料
※製造所の仕様による　・

14　カーテン

(建標 20.2.16)
(表 20.2.1)

材料等

形式		開閉操作方式	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ(三つ山ひだ、二つ山ひだ) ・箱ひだ、片ひだ ・プレーンひだ	・ ・ ・	・図示 ・	
・	・	・	・	・	・	

暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり
※300mm 以上　・

15　カーテンレール

(建標 20.2.16)

材料等
レール及びブランケットの強さによる区分
※10-90　・
レールの材料による区分
※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
・ステンレス製
レールの仕上げ　※アルマイト　・
レールの形状　※角形　・
カーテン付属物　フック(ひるかん)
※鋼製　・樹脂製

16　プレキャストコンクリート

(建標 20.3.2～4)

補強鉄線の径及び網目寸法
・図示による　・

製作
コンクリートの設計基準強度(Fc)
※水セメント比 55%以下、単位セメント量の最小値 300kg/m³を満足するように定める
・図示による
配筋
※監督職員の承諾による　・図示による
取付け方法
・図示による
・

17　間知石及びコンクリート間知ブロック積み

(建標 20.4.2～3)

材料等

材料	材種	種類	質量区分	備考

・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩	―	―	
・コンクリート間知ブロック	―		・A ・B	

工法

積み方		※谷積み	・布積み
目塗り		・図示による	・
伸縮調整目地	材種	・図示による	・
	厚さ	・図示による	・

18　ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ

・90×150㎜　※120×80㎜　・120×150㎜

・150×80㎜　・図示による

材質　・集成材(仕上げ：　)

・アルミニウム製　押出し型材(市販品)

種別(標準仕様書 表14.2.1)　・BC-1種　・BC-2種

色合い　・標準色(　)　・特注色(　)

・鋼製(仕上げ：　)

19　天井点検口

材種	寸法(㎜)	形式		外枠	内枠
・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ

20　床点検口

材種	寸法(㎜)	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

21　耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直方向 ・水平方向	・完全(全貫通型) ・	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し	

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・シーリング材 (見え掛り部のみ)	・シーリング材 (見え掛り部のみ) ・シーリング材(内外とも)
目地寸法(㎜)	・幅20×深さ10 ・	・幅20×深さ10 ・

目地材の材料は標準仕様書 表9.7.2による

22　止水版

形式　・差込式　・据置式　・壁張り式

施工箇所　・図示による　・

23　エキスパンションジョイント金物

材種	クリアランス		耐火性能	備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製	・50 ・150	・100 ・200	・有り(1時間) ・無し	

(注)外部は防水型とする

24　くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・	・ステンレス製(SUS304) ・硬質アルミニウム合金 ・	

25　流し台ユニット

材種	寸法(mm)			備考
	W	D	H	
・流し台	・1,200 ・1,500 ・1,800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1,200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1,200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・1段式　・

品質・性能　・図示による　・
形状　・図示による　・

26　旗竿

材質	形式	高さ(m)	操作方法	固定方法	備考
・アルミニウム合金製 ・	・テーパー型 ・同一断面型		・ハンドル式 ・ロープ式	・埋込み式 ・ベース式 ・バンド式	

27　旗竿受金物

材種　・ステンレス製(SUS304)　・

28　車止め支柱

形式		材種	柱径・肉厚(mm)	高さ(mm)
・上下式鎖内蔵型	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製 ・	・	・ ・
・				

29　フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス
・アルミフェンス
高さ　・図示による　・

30　鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	耐荷量による種類
・鋼製書架	JIS S 1039による	・1種　・2種　・3種
・鋼製物品棚		・4種　・5種　・6種　・

31　屋内掲示板

枠の材質　・アルミニウム製　・
表面の材質　・塩ビ発砲シート張り　・

32　洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧板張り(心材：集成材)
・人工大理石
奥行き　・約450mm　・約600mm

33　防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
・網入り磨き板ガラス ・線入り磨き板ガラス	・6.8 ・	・500 ・	アルミ製枠付き

・可動式（・垂直降下式(巻取り型)　・回転降下式）

種類	材質	高さ(mm)	備考
・垂直降下式 (巻取り型)	・不燃布 (不燃認定品)	・500 ・800	ガイドレール ・固定式(壁埋込み型)
・回転降下式	銅板製又はアルミ製	・500 ・800 ・	表面仕上げ ・天井材張り ・

(注)降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置(埋込み型)

34　収納家具

材質形状・寸法　　・図示による　　・
合板、集成材、MDF、パーティクルボード等のホルムアルデヒド放散量
・F☆☆☆☆　　・

35　屋外掲示板

照明器具　・有り　　・無し
施錠　　・有り　　・無し

36　敷地境界石標

種類　　・コンクリートブロック製(市販品)
　　・花こう岩類(文字記号等入り)

２２　排水工事

1　屋外雨水排水

(建標21.2.1～2)
(表21.2.1)

排水管用材料

材種	種類・記号	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管(１種)	・B形管 ・	・図示　・	
・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		・図示　・	
	・VU		・図示　・	
	・RS-VU		・図示　・	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV		・図示　・	
	・VU継手		・図示　・	

基床の厚さ及び種類　　・図示による　　・
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料
※接着剤　　・ゴム輪
側塊の形状及び寸法　　・図示による　　・
排水桝の種類　　・図示による　　・
砂地業に用いる材料　　・シルト　　・山砂　　・川砂　　・砕砂
砂利地業に用いる材料　　・再生クラッシャラン　　・切込砂利　　・切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート材料
※普通コンクリート　　・
設計基準強度　　※18N/mm²　　・
スランプ　　※15cm又は18mm　　・
・現場打ちの場合の鉄筋
※SD295　　・
凍上抑制層に用いる材料　　・
砂を用いる場合の粒度試験　　・行う　　・行わない

・標準仕様書21.2.2(6)(オ)の排水桝を現場打ちとする場合の足掛け金物
・幅400mm、径22mmのステンレス製
・径22mmの防錆処理を行った鋼製
・径19mmの成樹脂被覆加工を行ったもの

2　鋳鉄製ふた

(建標21.2.1)

種類

名称	種類	適用荷重	鍵	備考
鋳鉄製マンホールふた	・水封形 ・簡易密閉形 （パッキン方式） ・密閉形 （テーパ・パッキン式） ・中ふた付き密閉形 （テーパ・パッキン式） ・	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は（公式）空気調和衛生工学会SHASE-S209による

3　グレーチング

(建標21.2.1)

材料等

材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
・鋼製	・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふだ（側溝用） ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用	・細目	・ （　　）	・凹凸形 ・
			・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・普通目 ・細目	・ （　　）	・平形 ・
・ステンレス製	・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふだ（側溝用） ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用	・	―	・凹凸形 ・
			・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・	―	・平形 ・

4　埋戻し土

(建標21.2.1)	※B種(標準仕様書 標3.2.1)　・

5　街きょ、縁石、側溝

(建標21.3.1～2)
(表21.3.1)

材料

種類	形状、寸法
・街きょ、縁石	・図示による　・
・L形側溝	・図示による　・
・U形側溝	・図示による　・
・U形側溝ふた	・図示による　・
・	・

砂地業に用いる材料　・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂
砂利地業に用いる材料　・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石
砂利地業の厚さ　※100mm　・図示による
・現場打ちの場合のコンクリート
　※普通コンクリート　・
　　設計基準強度　※18N/mm²　・
　　スランプ　※15cm又は18cm　・
・現場打ちの場合の鉄筋
　※SD295　・
凍上抑制層に用いる材料　・
　砂を用いる場合の粒度試験　・行う　・行わない

２３　舗装工事

２４　植栽工事及び屋上緑化工事

２５　その他

1　他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による

分類	No.	項目	建築	電気	機械
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ(接続フランジ付)	○		
	2	同上用ガラリチャンバー			○
	3	給気用ガラリ(フィルター共)	○		
	4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○		
	5	同上アルミパネルの穴明け	○		
	6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○
	7	同上コーキング処理			○
内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○		
	2	補強を要するボードの開口	○		
	3	補強を要しないボードの開口	○		○
	4	不燃メラミン化粧板の開口	○		
	5	天井伏図の作成	○		
	6	天井伏図の開口部記入	○		○
	7	開口部の墨出し	○		○
	8	天井・壁・床の点検口取付	○		
	9	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○		
	10	配管用ライニング	○		
	11	天井機器(天井扇、ダウンライト、スピーカー等)取付用の下地補強	○		
	12	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○		
	13	置床設置前の墨出し(置床工法の場合)	○		
設備関係	1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○		
	2	シャワーユニット(搬入・据付共)	○		
	3	流し台・ガス台の水切り	○		
	4	流し台の水栓類・排水金物			○
	5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○		
	6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○		
	7	厨房排気フード(SUS 製)			○
	8	レンジフード本体			○
	9	洗面カウンター(開口及び補強)	○		
	10	衛生器具取付			○
	11	衛生器具(和風大便器を除く)周りのコーキング処理			○
	12	化粧鏡取付	○		
	13	手すり取付	○		
	14	紙巻器取付			○
	15	洗濯機パン、排水金具			○
	16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○		
	17	機器取付用基礎(内部)	○		
	18	機器取付用基礎(外部)	○		○
	19	配管配線用の架台基礎	○		○
	20	機器取付用のアンカーボルト取付	○		○
	21	機器設置に伴うフェンス	○		
	22	危害防止装置用電源	○		
屋	1	ルーフドレン	○		

		2	雨水排水管(排水溝まで)	○		
		3	U字溝	○		
		4	屋外排水管(汚水・雑排水・雨水)			○
		5	屋外排水桝及び蓋			○
		6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○
		7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事	○		○
		8	足洗場	○		
		9	屋外仮設足場	○		

千葉市建築工事特記仕様書（電気設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	校舎	電気室	ポンプ室			屋外
電灯設備	○		○			
動力設備	○	○	○			
電熱設備						
雷保護設備						
受変電設備						
電力貯蔵設備						
発電設備						
構内情報通信網設備						
構内交換設備			○			
情報表示設備						
映像・音響設備						
拡声設備	○					
誘導支援設備	○					
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備						
自動火災報知設備	○					
中央監視制御設備						
構内配電線路						○
構内通信線路						
撤去工事	○		○			○

２　設備概要

千葉市立小中台小学校エレベータ設置工事に伴う電気設備工事

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（電標　．　．　．　）内の表示番号は、電標の該当事項又は当該表を示す。

項目	特記事項
1 機材の工場検査	対象機材　（　・　　・　　・　　）
2 電気工作物の種類	・　事業用電気工作物　　・　一般電気工作物
3 電気工事士	契約電力５００ｋW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
4 諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
5 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　　・できない）

6 足場・さん橋類

電改標第１編2.2.2によるほか下記による。

・本工事にて設置とする。

・別契約の関係受注者が設置する。

・内部仮設足場等（・　　種　・　　種）

・外部仮設足場等（・　　種　・　　種）

7 撤去材の引渡し

・なし　　・あり（　　）

8 耐震措置

設備機器及び配管等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。

１kNを超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。

ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度KH及び、設計用鉛直震度KV＝(1/2)KHを用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

【設計用標準水平震度】

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下階一階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

（注）１　上層階とは２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
（平屋建の場合はなし）

（注）２　水槽類には、オイルタンク等を含む。

（注）３　機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。
（・　　・　　）
あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。
あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し
（資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、若しくはそれに準ずるもの）
作業段階確認写真

重要機器

・配電盤類　・発電装置（防災用）　・直流電源装置　・交流無停電電源装置

・交換機　・自動火災報知受信機　・中央監視装置

（注）１ 設備改修工事に伴う電気設備工事の場合、電気設備の重要度は改修する機械設備の重要度に準じること

9 はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

10 再使用機器

取外し再使用機器は、原則として予め動作確認を行った後に取外し、清掃及び絶縁抵抗測定を行った後、取り付ける。

ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

11 高圧幹線

水トリー現象が発生する可能性のある経路を布設する場合は、その経路全体をJCS4395に規定する3層押出型ケーブルとする。

12 高圧ケーブル接続

屋外で高圧ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の収縮対策としてのシーストッパー等の対策を講じる。

13 電線本数管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて図面と相違しても差し支えない。

14 呼び線

長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、電線太さ１．２㎜以上の被覆鉄線を挿入する。

15 金属製電線管等の塗装

亜鉛メッキ面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、合成樹脂調合ペイント（ＳＯＰ）指定色２回塗りとする。

・　下記の配管は塗装を行う。

（　・　電気室　・　機械室　・　発電機室　・　屋外露出　・　屋内露出　　）

・　特記無き屋外配管は、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

・　特記無き屋外プルボックスの仕様は屋外形とし、材質は下記を適用する。

（　・溶融亜鉛メッキ　・　ステンレス　　）

16 照度測定

照明改修を行う際の測定は下記のとおり対応すること。

・一般照明

居　　室：改修前後の照度の測定を行う。

居室以外：改修後の照度の測定を行う。

・非常用照明装置

改修後の照度測定を行う。

なお、測定箇所と測定数は監督員との協議による。

17 地中埋設深さ

図面に特記なき地中埋設管の埋設深さについては地表面から（　0.6　m）以上とする。

ただし、舗装がある場合には（・舗装表層の下面より　・路盤材の下面より）計測した深さとする。

18 地中線の埋設標

構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。

（・鉄製（　　箇所）　・コンクリート製（　２　箇所）　　）

地中埋設管路を新設する際、埋設深さ半分の位置に埋設標識シート(2倍長)を設けること。

19 接地極

接地極の材料は下記による。

なお、接地銅板ＥＰは９００×９００×１．５ｔ以上、接地棒ＥＢは１０φ×１，０００㎜以上とする。

接地の種類			記号	接地抵抗値	接地極
電力接地	・	共同接地	E_{AE_D}	10Ω以下	EP
	・	共同接地	$E_{AE_CE_D}$	10Ω以下	EP
	・	A種接地	E_A	10Ω以下	EP
	・	B種接地	E_B	※	EP
	・	C種接地	E_C	10Ω以下	・EP　・EB
	・	D種接地	E_D	100Ω以下	EB
通信接地	・	構内交換機（陽極）	E_t	10Ω以下	・EP　・EB
	・	通信用	E_{At}	10Ω以下	・EP　・EB
	・	通信用	E_{Dt}	100Ω以下	EB
	・	高圧避雷器	E_{LH}	10Ω以下	EP
	・	避雷設備	E_L	10Ω以下	EP
	・	測定用	E_0	—	EB
	・				

※　電力会社との協議による。

20 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。

ただし、下表によりがたい場合は監督職員との協議による。

	名称	測点	取付高（mm）
共通	取引用計器 引込開閉器・警報盤	地上～上端 床上～中心	２，０００ １，５００
電灯	分電盤 スイッチ（一般） 〃　（障害者用） コンセント（一般） 〃　（和室） 〃　（台上） 〃　（車庫） ブラケット（一般） 〃　（踊場） 〃　（鏡上） 避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	床上～中心 〃 〃 〃 〃 台上～中心 床上～中心 〃 〃 鏡上端～中心 床上～下端 床上～上端	１，５００ （上端１，９００以下） １，３００ １，０５０ ３００ １５０ １５０ ８００ ２，１００ ２，５００ １５０ １，５００以上 １，０００以下
動力	壁掛形制御盤 開閉器箱 操作スイッチ・押ボタン	床上～中心 〃	１，５００ （上端１，９００以下） １，５００ １，３００
電話	室内端子盤（廊下・室内） 中間端子盤（ＥＰＳ，電気室） 集合保安器箱 壁付位置ボックス 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～下端 床上～中心 〃 〃 〃	３００ １，５００ （天井高）　×　０．９ ３００ １５０
時計・拡声	壁掛形親時計 子時計・壁掛形スピーカー アッテネータ	床上～中心 〃 〃	１，５００ （天井高）　×　０．９ １，３００
表示	表示盤 壁付発信機 ベル・ブザー 押ボタン 〃　（身障者用） 身障者用表示灯	床上～中心 〃 〃 〃 〃 〃	（天井高）　×　０．９ １，３００ （天井高）　×　０．９ １，３００ ９００ ２，０００
インターホン	インターホン 〃　（身障者用） 壁付位置ボックス （壁付インターホンを除く） 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～中心 〃 〃 〃	１，３００ １，１００ ３００ １５０
テレビ共同受信	機器収容箱 壁付位置ボックス 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～中心 〃 〃	１，８００ ３００ １５０
火災報知	受信機・副受信機 機器収容箱・発信器 ベル 消火栓表示灯	床上～操作部 床上～中心 〃 〃	８００～１，５００ ８００～１，５００ （天井高）　×　０．９ （天井高）　×　０．８

【備考】（天井高）×０．８及び（天井高）×０．９は、
天井高が２，５００～３，０００mm の場合に適用する。

21 用途表示

プルボックス等を新規に取付ける場合は、その用途がわかるように表面に表示（屋外は耐候性のあるもの）を行うこと。

盤内に単相 200V 回路がある場合は、電圧の表示を行うこと。

22 全館停電工事	全館停電工事においては、監督職員の立会いの他、下記の設備がある場合、事前に協議、調整すること。また、電気主任技術者の立会いは（・必要　・不要）とする。 （機械警備設備　自動火災報知設備　構内交換設備　構内情報通信網設備　　）
23 撤去機器の調査等	・ＰＣＢ 下記の機器を撤去する場合、ＰＣＢの分析調査または確認を行い結果の書類にして報告する事。 （・変圧器（　　台）　・コンデンサ（　　台）　・照明器具の安定器（全て）　　） ＰＣＢの含有が確認された場合の処分方法は、監督職員の指示に従うこと。 ・イオン化式感知器 イオン化式感知器を撤去する場合は、監督職員に報告するとともに処理ついて製造会社等に確認し適正に廃棄すること。 ・天井材　・床材　・外壁　・配管パッキン　・配管エルボ保温材 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。
24 石綿撤去	作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第５条及び同第４条） 石綿等の湿潤化（同第１３条）、保護具等の使用（同第１４条）、立入禁止措置（同第１５条） 作業主任者の選任（同第１９条）、作業者への教育（同第２７条）

千葉市建築工事特記仕様書（昇降機設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	屋内					屋　外
昇　降　機　設　備	○					

２　設備概要

本工事は、千葉市立小中台小学校にエレベータの設置を行うものである。

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　機材の工場検査	対象機材（　　）
２　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　　）
3　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
4　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
5　足場・さん橋類	機改標第１編2.2.1によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。（但し、別契約の関係受注者が定置するものを除く。） ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
６　撤去材の引渡し	・なし　・あり（・金属（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金属）
7　容量等の表示	・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
8　総合調整	・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　・別途 ・風量調整　・室内気流及びじんあいの測定 ・水量調整　・騒音の測定 ・室内外空気の温室度の測定　・初期運転状態の記録 ・飲料水の水質の測定
9　主任技術者	工場制作のみが行われている期間は、主任技術者の専任を要しない。

２　昇降機設備	
1　用途	・乗用兼車椅子用 バリアフリー新法及び、千葉県福祉のまちづくり条例に準拠
2　方式	・ロープ式（ ・ 機械室あり ・ 機械室なし ）
3　積載量	・450 kg　・600 kg　・750 kg　・900 kg　・1000 kg
4　定員	・5 人　・9 人　・11 人　・13 人　・15 人
5　速度	・45m/min　・60 m/min　・90 m/min
6　停止階数・出入口	・2 箇所　・3 箇所　・4 箇所 ・一方向　・二方向
7　仕様	1 三方枠　・大枠ステンレスヘアライン　・小枠ステンレスヘアライン 2 乗場扉　・鋼板製　・面一大型防犯窓付　・遮煙機能付（全階） 3 乗場敷居　・硬質アルミ製 4 防火区画仕様　・有　・無 5 特記事項　・車椅子仕様 ・視覚障害者仕様 ・音声合成オートアナウンス及び表示（各種管制運転表示共） ・防犯窓（大型） ・外部インターホン ・パーキングスイッチ付 ・停電時自動着床装置 ・火災管制運転 ・地震時管制運転（P 波、S 波） ・冠水管制運転 ・雷サージ対策付 ・高調波対策付 ・遠隔監視機能　・遠隔監視機能用インターフェイス ・非常放送スピーカー対応（消防適合品） ・耐震クラス　A (14) ・エレベータ監視盤